

ゆとりある第二の人生をサポート。

# 退職金定期貯金 ネクストライフ

お取扱期間

平成29年4月3日(月)～平成30年3月30日(金)

取扱期間中の金利情勢等諸事情により、取扱の中止・金利の見直しをすることがございます。

店頭表示  
金利

プラス年0.3%

※預け入れ時の金利を適用します。

ご利用いただける方

お申込時の年齢が原則満55歳以上65歳以下で  
退職後2年以内の方。(退職証明等で確認させていただきます)  
お1人様1回限り

預入金額

100万円以上2,000万円以下(お一人様 総額2,000万円を限度)

預入期間

1年

貯金種類

スーパー定期貯金・大口定期貯金(証書式・非自動継続)

特別配当金

対象外とします。

 JA東京みどり

※詳しくは、退職金定期貯金商品概要説明書をご覧ください。

# 退職金定期貯金商品概要

|                         |  |   |
|-------------------------|--|---|
| 商 品 名                   | 退職金定期貯金「ネクストライフ」   |   |
| ご 利 用 い た だ け る 方       | 個人(契約時の年齢が原則満55歳以上65歳以下で退職後2年以内の方)<br>※退職証明等で確認させていただきます。  |   |
| 期 間                     | 1年定期(非自動継続)  |   |
| 預 入 方 法                 | 一括預入・証書式   |   |
| 預 入 金 額                 | 100万円以上2,000万円以下(お一人様、退職金の受取額の中から総額2,000万円を限度)   |   |
| 預 入 単 位                 | 1円単位   |   |
| 払 戻 方 法                 | 満期日以後に一括して払い戻します。  |   |
| 利 息                     | (1) 適 用 金 利  | 預入時の約定利率(スーパー定期貯金または大口定期貯金の店頭表示利率に、年0.3%を上乗せした利率)を満期日まで適用します。 |
|                         | (2) 税 金  | 20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税<br>※平成49年12月31日までの適用となります。     |
| 特 別 配 当 金               | 対象になりません。  |   |
| 中 途 解 約 時 の 取 扱 い       | <p>①スーパー定期貯金(100万円以上1,000万円未満)<br/>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。<br/>○6ヶ月未満…………… 解約日における普通貯金利率<br/>○6ヶ月以上1年未満…………… 約定利率×50%</p> <p>②大口定期貯金(1,000万円以上2,000万円以下)<br/>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。<br/>(1)預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合<br/>次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。<br/>A. 解約日における普通貯金の利率<br/>B. 約定利率－約定利率×30%<br/>C. 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math><br/>なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。<br/>(2)預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合<br/>次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。<br/>A. 約定利率－約定利率×30%<br/>B. 約定利率－<math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> |   |
| 貯 金 保 険 制 度 ( 公 的 制 度 ) | 保護対象<br>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。  |   |
| そ の 他 参 考 と な る 事 項     | 定期貯金のお預入は、お一人様一回限りとさせていただきます。  |   |

新規『組合員』募集中!

1口1,000円の出資金と簡単な手続きで組合員になることができます。  
組合員加入には、併せて普通貯金口座も必要になります。

※原則、地区内(国立市・昭島市・立川市・武蔵村山市・東大和市)にお住まいの方、もしくはお勤めの方に限ります。



本 店 / TEL.042-542-3221  
 国立支店 / TEL.042-572-2101  
 富士見台支店 / TEL.042-572-8151  
 昭島支店 / TEL.042-541-0021  
 拝島支店 / TEL.042-541-1050  
 立川支店 / TEL.042-536-1821  
 幸町支店 / TEL.042-535-2211  
 西砂支店 / TEL.042-531-0014  
 村山支店 / TEL.042-561-1611  
 学園支店 / TEL.042-561-0975  
 東大和支店 / TEL.042-561-4321  
 仲原支店 / TEL.042-562-2311

詳しくは、推進担当者または、右記店舗の窓口でおたずねください。